５　「10港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更前）」の欄及び「11港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更後）」の欄には、労働者派遣により港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務の種類を、「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」、「倉庫作業」及び「港湾荷役作業」の区分に従つて、港湾ごとに記載して下さい。

６　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

（日本産業規格Ａ列４）